

れに関連する事項について調査・研究することにより実施するものとする。」と規定されており、アメリカ合衆国への海外研修（視察）について「報告書を見る限り、JTBニューヨーク支店と財団法人自治体国際化協会ニューヨーク事務所を除いては、現地の行政担当者や施設運営管理者等と面談したり、県政の参考となり得る資料等の収集を行ったりしておらず、一般の観光客ないし旅行者でもなし得る行動しか取っていないことがうかがわれ、その外形は私事旅行と差異がないと言わざるを得ない。」、「JTBニューヨーク支店と財団法人自治体国際化協会ニューヨーク事務所については、日本の会社ないし法人であり、本店ないし本部は日本にあることから、あえてニューヨークまで行って支店ないし事務所を訪ねる必要があったのか疑問である。」、「ニューヨークにおけるメトロポリタン美術館、エンバイアーステートビル、ワシントンDCにおけるホワイトハウス、スミソニアン博物館の視察などは、県政との関わりが全く不明である。」と主張している。

議会事務局に対して確認を行ったところ、本件海外研修1は、会議規則及び研修要綱に定める海外研修の手続にしたがって実施されており、その実施内容は、予め議長に提出された海外研修申込書の日程表に沿って実施されており、公務の旅行であることを確認した。

海外研修申込書に記載された研修目的には「米国と日本の輸出入の調査、本県は農業・果樹生産県であり、農業大国米国の農業事情について視察いたします。」との記載があり、その研修目的は、地方公共団体における一般的な行政課題であり、研修目的については合理的な必要性があったものと考えられる。

事実証明書として提出されたアメリカ視察・報告書を確認したところ、その冒頭において、「①米国と日本の輸出入の調査、本県の主要産業であるワイン産業の本場である農業大国米国の現状、観光産業、また最近本県でも盛んに開発が行われている大型商業施設のあり方について米国（ワシントン、ニューヨーク）の視察を実施いたしました。②まずワイン産業ではありますが、本県は全国でも有数のワイン産地でありますが、決して世界と比較するとまだまだ知名度、生産量において世界的に認知されていないのが現状です。そこでまず世界でも産地として名高いカリフォルニアの現状について自治体国際化協会ニューヨーク事務所にてその現状の調査を行いました。③また、ニューヨークワインの本場であるロングアイランドにて生産地の方々に生産の現状を伺い、日本のワインとの違いを伺いました。④日本と米国との観光面では最近の国際化に伴いインバウンド、アウトバウンドの現状を世界最大のJTBニューヨーク支店の方々に調査を依頼し、両国の観光の実態について調査を行いました。⑤大型の商業施設では米国の大型施設に対する行政の都市計画はどのようなものなのか、またその地域の街づくりの形成を視察いたしました。⑥特に世界の議会政治の中心地でもあるワシントンではその行政区のあり方、形成について視察を行いました。⑦米国は、観光面においても農業面においても、大規模的運営をしていることは周知のところでありますが、同時多発テロの影響にどのように対処しているのか、国際警備についても大きな関心があり、今回の視察地として選定いたしました。」との記載がなされていた。

事実証明書として提出された日程表やアメリカ視察・報告書、及び議長に提出された海外研修終了届を確認したところ次のとおりであった。

1日目は、移動日であり、到着後、ニューヨーク市内を視察し、メトロポリタン美術館、グラウンドゼロ、自由の女神を見学している。

2日目は、ニューヨークのロングアイランドを視察し、ワイナリーPindarの視察を行っている。

アメリカ視察・報告書には上記③の記載や、研修目的として「本県はワイン産地のメツカであり日本のワイン生産県ですが、国際的視野に立つとけし高い地位にあるわけではありません。そこで世界でも有数の産地として世界のワシントンとなっている米国のカリフォルニアワインの生産の状況と米国の消費の現状について現地を訪れ調査いたしました。」との記載がなされていた。

請求人の「平成22年1月のニューヨーク・ワシントンへの海外視察の中で、訪れたとされるワイナリーは、平成21年に閉店していたことが、現地取材で明らかになった。」との陳述内容について確認したところ、海外研修申込書に添付されている日程表等から、当初から、海外研修報告書に記載されたニューヨークのワイナリー専門（販売）店「Vintage New York」の訪問は予定されており、製造元のワイナリーPindarが予定されていた。

海外研修報告書にニューヨークのワイン専門店をあたかも訪問したかのような記述があったことについては、議会事務局に確認したところ、事前研修で使用した資料の原文をそのまま報告書に記載したことについて、議員本人が認めていることであった。

研修中の出来事として記述する意図はなかったとしているが、直接説明を受けたような誤解を与える記載であったことから、議長から、こうした部分の修正を求め、修正された報告書は再提出されている。

3日目は、JTBニューヨーク支店や財団法人自治体国際化協会ニューヨーク事務所を訪問している。JTBニューヨーク支店については、アメリカ視察・報告書には上記④の記載や、研修目的として「現在、日本においても国際化の波により多くの観光を目的とする方々が日本を訪れております。また日本からの多くの国に観光を目的として訪れる方々も増加しています。このような現状の中、米国から日本を訪れる観光の方々の現状はどのようなものかを調査したく伺いました。特に米国の日本に対する観光の志向、考え方、また本県に対する観光の志向はどのようなものなのか、米国からどのくらいの方々が本県を訪れ、どのような感想を持っているのか、今後本県に米国の方々が訪れてくれる要素は何かを調査させていただきました。」との記載がなされていた。

また、財団法人自治体国際化協会ニューヨーク事務所については、アメリカ視察・報告書には上記⑤の記載や、研修目的として「現在の日本ワイン、特に勝沼ワイン等の本県産のワインは国内消費量は頭打ちであり、今後は海外に対しての輸出に力を注ぐことと考える。そこで現在、米国に対して本県のワインの輸出はどのような実態なのか。また今後の果樹、宝飾等の本県が主要とする県産品の輸出はどのような状況にあるのか調査いたしました。」との記載がなされていた。



イスタンブール駅、洞窟レストラン、グランバザール等々を中心にそれぞれの街を散策しながら、本県に活かせるものはないか、観光客はどこに魅かれてこへやってくるのだろうか」と話し合いながら、有意義な視察ができました。」との記載がなされており、その内容は、海外研修申込書に記載された研修目的に沿った内容であると考えられる。

事実証明書として提出された日程表やエジプト・トルコ2カ国視察研修報告書、及び議長に提出された海外研修終了届を確認したところ、次のとおりであった。

1日目は、移動日であり、2、3日目は、カイロ市内を視察している。

2日目は、エジプト考古学博物館を表敬訪問し、館長よりエジプトの歴史を含めてのレクチャーを受け、世界遺産の視察を行っている。また、リサーチを表敬訪問し、社会福祉を目的とした機関で孤児のケア、貧困者のヘルプ、聴覚・視覚障害者への支援などについての説明を受けている。

3日目は、ギザのピラミッド群をはじめとした世界遺産群の登録までの経過、現状の問題点等の調査を行っている。

4日目は、トルコへの移動日となっている。

5日目は、カッパドキヤ地区、ギョレメ野外博物館などを視察し、世界遺産登録までの経過及び現状把握、問題点などの調査を行っている。

6日目は、アンカラ市内を視察している。

7日目は、イスタンブール駅にて、トルコ国鉄のマネージャーとミーティングを行い、トルコ国鉄を視察、市内の路面電車、中距離での地下鉄、遠距離の高速鉄道整備など課題と将来展望について調査を行っている。

8日目は、イスタンブール市内を視察している。

9日目は、帰国のための移動日となっている。

それぞれの視察先は、海外研修申込書の日程表に沿った視察先であり、計画にしたがって視察が実施されたことを確認した。

また、海外研修終了届やエジプト・トルコ2カ国視察研修報告書に記載された内容から、海外研修申込書に記載された「福祉関係、公共交通、世界遺産・環境問題、文化歴史関係の視察」という研修目的に沿った研修が行われていると考えられる。

本件海外研修2の中には、外形的には、いわゆる観光地と目される場所を視察していることも事実であるが、もとより本県は富士山の世界文化遺産登録に向けた取り組みや観光振興等を政策課題の一つに位置づけていることから、県議会議員として、世界遺産や観光産業等を視察することが、県政に資する面がなかったということはできない。

本件海外研修2については、本来の視察目的に沿った視察が行われており、視察を行うにあたり、直接、訪問国の観光地と目される場所や世界遺産等を視察することに有用性がなかったとはいえない。また、本件海外研修2が、裁量権の行使の逸脱又は濫用により、全体として当初から観光目的のものであったということはない。

したがって、本件海外研修2が、観光を目的とする私事旅行と差異がないもの

であるとはいえないものである。

(ウ) 請求人の「議会の議決を経ることなく『緊急を要する』との理由で、議長承認のみで行われてきたことは、到底納得できない。」との主張について

本件海外研修1及び本件海外研修2は、すべて議会閉会中の申請であって、かつ、派遣前に議会の招集予定がなかったものであり、議長の承認により派遣の決定を行うこともできるとの会議規則の規定に基づいて、実施されたものであった。

(エ) 3県議の海外研修報告書が、インターネット上の情報サイトを盗用していた。海外研修報告書の内容は、あまりにも県政との関わりがほど遠く、観光的なものである。内容はどこでも、誰でも知り得る事実のみが記載されているとの主張について

海外研修報告書について、事前研修で使用した資料の原文をそのまま報告書に登載したことについて、議員本人が認め、修正の報告書が提出されていることを確認した。

確かに、研修の事実と誤解されるような資料を掲載したことは、望ましいことではないが、資料の作成方法については、議員によって様々であることも考えられることから、そのことをもって、海外研修自体の必要性を否定することはできないと考えられる。

報告書の内容の県政との関わりについては、(ア) (イ) で述べたとおりである。

また、公費によって実施されている海外研修である以上、海外研修報告書の内容は一定の水準以上のものが期待されるであろうし、海外研修報告書の内容が十分なものであったかどうかについて論ずべき余地があるものと思われる。

しかし、「報告書の内容が不十分であったとしても、そのことと視察旅行自体の必要性とは別問題であって、それによって視察旅行自体の必要性が否定されることにはならない。」(浦和地裁平成4年3月3日判決)との判例もあるところから、海外研修報告書の内容により、海外研修自体の必要性を否定することはできないものと考えられる。

(オ) 相応の成果を持ち帰り、県政への具体的提言がなされてしかるべきであるが、それらしきものは何も見当たらない。また、利潤をもたらしたかの問題であるとの主張について

本件海外研修1及び本件海外研修2による成果としては、「1 認定した事実」で明らかにしたように、派遣議員は、各訪問先で見聞した実情を踏まえ、県の当面する課題について考察を加えた海外研修報告書を作成し、これを県議会

長に提出している。  
 本件海外研修の成果がさらに今後の県政にどのように反映されるかについては、議会活動を通じて、派遣議員が本件海外研修報告書に記載された考察をもとに論議する内容と、それに対する県の施策を対比しなければ判断できず現時点で評価することは困難である。また「視察の結果が直ちに市政に反映されなければ視察の必要性がないということもできない。」(福岡地裁平成11年10月22日判決)との判例もあることから、直ちに県議会議員の海外研修による成果は全くなく、必要がなかったと断定することはできないものと考えられる。

(2) 調査研究1及び調査研究2について

ア 山梨県政務調査費の交付に関する条例(以下「条例」という。)第9条は、政務調査費の使用について、「会派及び議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならぬ。」と規定したうえで、山梨県政務調査費の交付に関する規程(以下「規程」という。)の第4条において、政務調査費の使途基準が規定されているのであるから、使途基準に適合しない使途に政務調査費を支出することは許されない。そして、「各会派が本件使途基準に適合しない使途に政務調査費を支出したときは、その支出は法律上の原因のない違法なものであり、当該会派は、その支出相当額を不当利得として返還すべき義務を負う。」(長野地裁平成19年10月12日判決)こととされている。

イ 県の政務調査費の使途基準の運用指針等(以下「運用指針等」という。)は、平成20年4月に、議会改革協議会や全員協議会での協議を経て、議会自らが作成したものであり、政務調査費の適切な支出を担保するための指針を示していることから、条例及び規程を補充するものと認められる。  
 したがって、根拠法令等に加えて運用指針等を基準として、本件措置請求に係る政務調査費の支出の適否を判断することとする。

ウ 運用指針等は「調査研究費」について、充当可能な例として「海外調査・県外調査・県内調査として、先進国視察・先進都道府県視察・〇〇研究所視察・現地実態調査・被災状況聴取」を挙げ、充当に適さない経費の例として「①観光・レクリエーション目的の旅行に要する交通費等、②政党活動、選挙活動等に係る交通費等」を挙げている。  
 また、運用指針等は海外視察について、「海外調査は、調査目的が明確であり、日程が合理的なものとすること。」と規定している。

そこで、このような観点から本件調査研究1及び本件調査研究2に要した経費に政務調査費を充当したことが、使途基準に適合しているか否かについて検討する。

エ 本件調査研究1及び本件調査研究2に要した経費に政務調査費(調査研究費)を充当したことが、使途基準に適合しているか否かについて

(ア) 本件調査研究1は、その外形が私事旅行と差異がなく、県政との関わりが全く不明であり、使途基準を満たしていないとの請求人の主張について

請求人は、請求の要旨の中で、調査研究費の支出について、規程には、調査研究費の使途基準について、「調査委託費、交通費、宿泊費等の会派が行う県の事務及び地方行政に関する調査研究及び調査委託に要する経費」と定められており、韓国ソウル市等における調査研究については、「報告書を見る限り、富士山静岡国際空港と日本国政府観光局ソウル事務所を除いては、現地の行政担当者や施設運営管理者等と面談したり、県政の参考となり得る資料等の収集を行ったりしておらず、一般の観光客ないし旅行者でもなし得る資料しかとっていないことがうかがわれ、その外形は私事旅行と差異がないと言わざるを得ない。」、また「板門店、ソウル市における青瓦台、宗廟の視察などは、県の事務や地方行政との関係が全く不明である。以上のことから、これらの支出が、調査研究費の使途基準を満たしていないことは明らかであり、公金を支出してなされるべきものではない。」と主張している。

事実証明書として提出された調査研究活動記録票で確認したところ、「目的・内容・結果等」として、「日韓人的相互交流、日本人から見た韓国の情勢及び対日感情、観光交流等について、韓国在住日本人グループとの意見交換を行う。」と記載されており、事実証明書として提出された日程表によれば、旅行の1日目(7月20日)に富士山静岡国際空港で新空港視察後、日本国政府観光局ソウル事務所を訪れ、韓国在住日本人と意見交換を行い、2日目に板門店の視察後ソウル市内へ移動、最終日に宗廟、大統領府館、青瓦台等のソウル市内を視察した後、帰国したとの日程を確認した。

また、県外・海外調査概要書で確認したところ、調査目的として「①富士山静岡空港の利用状況・空港管理について、②韓国一般社会・経済状況、対日感情について、③海外旅行市場・観光交流について」との記載があり、調査結果として「富士山静岡国際空港において、開港に至るまでの経緯や施設の概要、利用状況、運営管理などについて説明を受けた後、日本国政府観光局ソウル事務所にて韓国の社会経済の状況、海外旅行市場等についての説明を受け、韓国国会議事堂内・第一公園・板門店会議室を視察。竹島の領有問題が中社会学科の教科書に掲載されたことにより対日感情が悪化、日本からの交流団の受け入れも拒否されるなど、両国の交流に影響を及ぼしたこともあったが、近年韓国を訪れる日本人旅行者が増え始めた。」との記載や、「宗廟、大統領府館、青瓦台等視察し、山梨の果樹のPRの様子や、観光客の浸透の状況などを視察」等の記載がなされていた。

本件調査研究1については、調査目的が明確であり、日程も合理的なものと考えられる。運用指針等に定める所定の書類が整備されており、上記調査目的にしたがった調査が行われ、調査概要がまとめられていることを確認した。

もとより、本県は国際交流や観光振興等を政策課題の一つに位置づけていることから、県議会議員として外国の実態調査や観光・産業の調査に、政務調査費を充当することに合理的な必要性はあったものと考えられることから、本件調査研